

平成29年 1月26日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による『養育費集中相談会』

2 開催日時

(1) 電話相談

平成28年12月8日(木)、9日(金)、10日(土) 午前10時～午後3時

(2) 面談相談

平成28年12月10日(土) 午前10時～午後3時

3 開催趣旨

現在、わが国では貧富の格差が拡大しており、生活保護受給者数は過去最多を更新しています。子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は過去最悪の16.3%に上っており(平成25年度国民生活基礎調査)、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高くなっています(平成26年版子ども・若者白書より)。実に、子どもの6人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、現在、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は37.7%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は19.7%という大変低い数値となっており(平成23年度全国母子世帯等調査より)、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。なお、わが国では協議離婚が離婚の9割を占めますが、協議離婚の場合には養育費を取り決めなくても離婚できる制度となっていますし、取り決めがあつたとしても、さまざまな要因で支払いを受けられないという現状があります。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには「養育費の支払い・養育費の取り決め」のために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払いを受けられるよう法的な支援をしていくことです。このような趣旨より、「養育費集中相談会」を開催しました。

4 相談件数

合計 27名 (面談1名 電話相談26名)

内訳	性別	男 9 名	女 13 名	不明 5 名
	年齢	20 歳以上 30 歳未満		1 名
		30 歳以上 40 歳未満		5 名
		40 歳以上 50 歳未満		12 名
		不明		9 名
	職業	会社員	12 名	
		無職	2 名	
		その他	5 名 (パート、アルバイト)	
		不明	8 名	
	相談会を知った先			
		市町村広報	8 名	
		ラジオ	1 名	
		テレビ	11 名	
		その他・不明	7 名	

5 主な相談内容

- ・調停で決めた養育費の不履行について
- ・未払い養育費の強制執行について
- ・子どもの学費と養育費について
- ・養育費の決め方について
- ・養育費の減額について

6 実施した感想・コメント・今後の対応

養育費の支払いを受けている母子家庭は約 20 パーセントという統計が示す通り、養育費で困っている方からの相談が多数寄せられ、27 件もの相談件数となりました。

相談内容については、養育費の支払いを一度も受けていない、相手の所在すら不明である、生活が苦しい、など、とても切実な相談が多く寄せられました。養育費の問題は、社会問題であることは明らかであり、司法書士会が継続して取り組んでいくことが必要と強く感じました。

諸外国では、そもそも養育費を取り決めずに離婚することは認められていませんが、日本ではそれが認められています。このような状況の中、私たち司法書士は、養育費の取決めを促すために、今後も相談を継続し、また、養育費が支払われていないケースでは、支払いがなされるよう法的な支援を継続していきます。

ところで、広報に関しては、NHKに取材をいただき、ニュースでも報道されたため、NHKを見て相談に来られた方が多く、次いで自治体広報紙で相談

会を知って相談に来られた方が多くいらっしゃいました。

集中相談会という形式は、相談者にとっては複数の日程の中で相談できるというメリットがあったと思います。